

岐阜県公報

第二千六百七十六号
平成二十七年八月二十五日

(火曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除
(環境管理課) 五七九ページ

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定
(同) 五七九

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示の一部改正
(同) 五八〇

道路の区域変更
(道路維持課) 五八〇

道路の供用開始
(同) 五八一

保安林の指定
(飛騨農林事務所) 五八一

訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令
(法務・情報公開課) 五八二

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
(職員厚生課) 五八二

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(環境生活政策課) 五八二

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付
(畜産課) 五八三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
(建設政策課) 五八三

告示

岐阜県告示第四百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する区域

平成二十七年岐阜県告示第四百十九号により指定した区域(関市広見字牛洞八五一番一、八五一番六、八五一番七、八五一番八、八五一番二八、八五一番二九、九一七番三及び九一七番四の各一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の名称

六価クロム化合物

岐阜県告示第四百七十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
関市広見字牛洞八五一番一、八五一番六、八五一番七、八五一番八、八五一番二八、八五一番二九、九一七番三及び九一七番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物

岐阜県告示第四百七十二号

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示（平成二十四年岐阜県告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

第二号の次に次の一号を加える。

- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
-------	-----	---	---	---------------------	---------------------	--------------	----

県道	下桑 中原線	羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地先から	同 市下中町石田字郷付 四七九番七地先まで	同 羽島市下中町石田字北川 原東七一四番一地先から	同 市同 町郷付四七九番七地先まで	同 羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地先から	同 市同 町郷付四七九番七地先まで	同 市同 町郷付四七九番七地先まで	同 市同 町郷付四七九番七地先まで
		後	前						
		B	A	B	A				
		一六〇 二六五	四〇〇 二六五	一六〇 二六五	四〇〇 二六五				
		三九〇	一、五五〇	三九〇	一、五五〇				

用一江原県をのる表図は及A、部線祖道い区敷示面関び重と父桑つ分地すに係C B

岐阜県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
-------	-----	---	---	---------------------	---------------------	--------------	----

県道	明白 宝鳥線	郡上市明宝寒水字深谷六 三七番一地从先から 同 市同 字羽根田 六四二番三地从先まで	後	前		
			二七・六 五九・七	四〇〇 三四・〇		七・一
						七・二

岐阜県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	下桑 中原線	羽島市桑原町八神字源右一八 七一番一地从先から 同 市同 町同 字同 一七 九九番三地从先まで	延 （メ） 長 ト	供用開始 の 期 日	備 （区） 考 決 定 又 は 示 更 の 告 白 年 月 日 （ほ か）
			二五・六 一	平成 二七・八 二五	平成 二七・八 二五

岐阜県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	明白 宝鳥線	郡上市明宝寒水字深谷六四〇 番二地从先から 同 市同 字羽根田六四 三番九地从先まで	延 （メ） 長 ト	供用開始 の 期 日	備 （区） 考 決 定 又 は 示 更 の 告 白 年 月 日 （ほ か）
			二五・六 〇	平成 二七・八 二五	平成 二七・八 二五

岐阜県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
高山市上切町一八七八、一八八〇
- 二 指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上切町一八七八・一八八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一希望が丘学園の項を次のように改める。

希望が丘こども医療福祉センター

希医福

附則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号及び第四号中「希望が丘学園長」を「希望が丘こども医療福祉センター所長」に改める。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「希望が丘学園」を「希望が丘こども医療福祉センター」に改め、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部希望が丘学園長が所管する所属の項中「希望が丘学園長」を「希望が丘こども医療福祉センター所長」に、「希望が丘学園、精神保健福祉センター」を「希望が丘こども医療福祉センター、精神保健福祉センター」に改める。

別表第二希望が丘学園長の項中「希望が丘学園長」を「希望が丘こども医療福祉センター所長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川中山道歴史文化研究会
- 三 代表者の氏名 市岡 文彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市本町二丁目二番二一号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中津川地域及び周辺地域における歴史的資料の発掘、調査及び研究を行い、これら資料の保存及び公開等を通じて、地域における歴史を明らかにするとともに魅力ある地域への創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コンフォートケア
- 三 代表者の氏名 仲条 瑞花
- 四 主たる事務所の所在地 三重県鈴鹿市津賀町一三五五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者に対して、高齢者・障害者が積極的に地域社会に参加することのできる環境を整備するための各種事業、バリアフリーの普及・啓発及び推進に関する事業、日常生活・就労についての支援に関する事業等を行い、高齢者・障害者の自立を促進し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産

大臣から種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年六月十一日	株式会社中央アルミ	代表取締役 山口 英治	恵那市武並町竹折一〇五六一六	般二二一 一〇七四二	建築工事業
平成二十七年六月十一日	志水建築	志水 浩	恵那市明智町一四七一 一四	般二六 七〇〇四一	建築工事業
平成二十七年六月二十二日	東新建築工業株式会社	代表取締役 洲合 美千代	大垣市切石町二丁目三一番地二	般二二三 一四四二	板金工事業
平成二十七年七月三日	有限会社ピオ	取締役 住昌樹	高山市松本町一一九番地三	般二二三 八五〇三二	建築工事業
平成二十七年七月七日	株式会社金岡建設	代表取締役 浦潤	高山市奥飛騨温泉郷柏当五四五番地	特二二二 三二二〇	石工事業

平成二十七年七月二十三日	中島建築	中島廣一	安八郡輪之内 町松内一〇二 五四	般二十二 二〇〇八四	大工工事業
平成二十七年七月二十一日	和泉工業 有限会社	代表取締役 野澤 高秋	岐阜市粟野西 八丁目五二七 番地	般二十三 二二三五六	塗装及び防水工事業
平成二十七年七月十六日	岐阜建材 サービス	後藤喜義	岐阜市琴塚三 丁目三番九 号	般二十二 五〇〇三三	内装仕上及び建具 工事業
平成二十七年七月十六日	佐々木工 業	佐々木善 弘	羽島市竹鼻町 飯柄三三四番 地一	般二十三 一〇二四五	とび・土工工事業
平成二十七年七月十六日	株式会社 高橋建設	代表取締役 高橋 英和	各務原市那加 土山町二丁目 二四番地	般二十三 一一九〇	建築工事業
平成二十七年七月十六日	マル水建 設株式会 社	代表取締役 猿渡 和彦	関市東山一丁 目二番一七号	般二十六 二二六	造園工事業
平成二十七年七月十五日	東海グリ ーン開発 株式会社	代表取締役 梶田 増雄	恵那市岩村町 富田三六〇番 地	般二十四 七〇〇〇四	土木、石、管、鋼 構造物、ほ装、しゅ んせつ、塗装及び 水道施設工事業
平成二十七年七月十日	株式会社 東組	代表取締役 正田 武則	美濃市二二〇 七番地七	特二十四 一六一〇	建築工事業
平成二十七年七月九日	株式会社 ワイテツ ク	代表取締役 豊 興石	羽島市小熊町 島一二九三	般二十五 一〇一九九	とび・土工工事業

平成二十七年八月二十五日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社